

令和3年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年3月2日（水）
【開会】 10時00分
【閉会】 11時00分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	委員 高橋 美里
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 田中 雅文	

【欠席委員】

教育長職務代理者 岡田 弘

【出席職員】

教育次長 石井 宏之
総務部長 森 有作
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
職員部担当部長 佐藤 茂樹
学校教育部長 大島 直樹
健康給食推進室長 鈴木 徹
庶務課長 日笠 健二
庶務課担当課長 瀬川 裕
教育政策室担当課長 二瓶 裕児

庶務課担当係長 伊藤 卓巳
教職員人事課長 宮川 匡之
教職員人事課課長補佐 石田 隆由
庶務課課長補佐 田中 誠志

調査・委員会担当係長 長谷山 大介
書記 畑山 拓登

【署名人】

委員 石井 孝

委員 田中 雅文

(10時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、岡田委員が欠席でございますが、教育長及び在任委員の過半数である4名以上の出席がございますので、地方教育行政の組織及び、運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、10時00分から11時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1月の定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 2及び議案第47号は、人事管理にかかる内容であり、公開することにより公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある

るため、報告事項No. 3は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正または、適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによってよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、報告事項No. 3につきましては、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

石井委員と田中委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

初めに、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【日笠庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。

報告事項No. 1の1ページ目をごらんください。「川崎市教育委員教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告し、承認を求めます。初めに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 件名」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取についてでございます。次に、「(2) 内容」につきましては、令和4年第2回市議会定例会に提出を行う議案のうち、教育に関する事務に係る案件である川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び川崎市市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、異議のない旨の意見を提出したものでございます。次に、「2 臨時代理を行った日」は令和4年2月9日でございます。次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和

4年3月2日開催の教育委員会定例会以前に、令和4年2月14日に開会する市議会へ提案される条例に対して意見を提出する必要があることから、教育長が臨時に代理したものでございます。

なお、資料の2ページ目には、議案の各号いずれにおきましても意見はないものとして市長に回答した文書でございます。3ページ目は、川崎市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。4ページ目以降は、改正する条例の条文及び制定理由、新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は、承認といたします。

8 議事事項 I

議案第44号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項 I に入ります。

「議案第44号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第44号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。第2条の改正でございますが、この規則の対象である市立学校から川崎市立看護短期大学を除いている箇所、新たに設置される川崎市立看護大学を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。「附則」でございますが、この規則の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

議案第44号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいですか。

それでは、議案第44号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第44号は原案のとおり可決いたします。

議案第45号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第45号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第45号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、川崎市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。本則の改正でございますが、この訓令の対象である市立学校から看護短期大学を除いている箇所、新たに設置される看護大学を加えるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。「附則」でございますが、この訓令の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

議案第45号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議案第45号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第45号は原案のとおり可決といたします。

議案第46号 「川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則の制定について」

【小田嶋教育長】

次に、「議案第46号 川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第46号 川崎市青少年科学館使用規則及び川崎市立日本民家園使用規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。この規則は、第1条において「川崎市青少年科学館使用規則」を、第2条において「川崎市立日本民家園使用規則」を改正し、川崎市市民ミュージアム、川崎市青少年科学館、川崎市立日本民家園及び川崎市岡本太郎美術館で発行している4館の共通利用券の対象施設から川崎市市民ミュージアムを削るものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、川崎市青少年科学館条例及び川崎市立日本民家園条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものでございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。初めに、「川崎市青少年科学館使用規則」でございます。第9条第1項の改正でございますが、共通利用券の対象施設のうち、第1号の川崎市市民ミュージアムに係る規定を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものでございます。1枚おめくりいただき、4ページをごらんください。続きまして、「川崎市立日本民家園使用規則」でございます。こちらにつきましても同様に、第9条第1項の共通利用券の対象施設のうち、第1号の川崎市市民ミュージアムに係る規定を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。「附則」でございますが、この規則の施行期日を令和4年4月1日とするものでございます。

議案第46号の説明につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。記憶が定かではないのですが、たしかこの共通券について、別の条例の議案があった気がするのですが、今回のものと何が違うのかなと思って。同じような、似たような物がなかったでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

令和3年12月26日の教育委員会の定例会で、今、御説明したのが規則ですけれども、その上位である条例ですね。青少年科学館条例と日本民家園条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げまして、同様に市民ミュージアムにかかる部分、規定を削ってございますので、今回は、その細目を決めている規則の同じ改正をやるということでございます。

以上でございます。

【高橋委員】

分かりました、ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにごありますか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。2つ質問があります。

1つは、最終的にこれは、川崎市岡本太郎美術館、川崎市立日本民家園、川崎市青少年科学館の3館での共通券になるという理解なのですかけれども、合っていますか。

【瀬川庶務課担当課長】

そのように御理解いただければよろしいかと思います。

以上でございます。

【岩切委員】

それに関してなのですが、この3館に関してであるにもかかわらず、2館だけが書かれている。つまり、岡本太郎美術館の規則には反映されないのかというのが1つ目の質問です。

それから、もう1つの質問は、今度、削除された市民ミュージアム側の何か規則というものも変えなくていいのかなということで、その2点について質問させていただきます。

【瀬川庶務課担当課長】

御質問のうちの岡本太郎の件ですけれども、すみません、今、手元にその部分のはっきりした資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。その部分はお答えができません。

あと1点は、市民ミュージアムの方ですけれども、こちらは、中身を全部は確認しております

んが、そもそも市民ミュージアム条例自体を改正してございますので、それに必要な規則等の改正もされていると思いますが、申し訳ございません。字句で確認はしておりませんが、所用の整備がされているものと思われまます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

一応、また後で確認して御報告ということで。

【岩切委員】

よろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにごございますでしょうか。

それでは、議案第46号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第46号は原案のとおり可決といたします。

以下、非公開となります。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

宮川教職員人事課長が説明した。

報告事項No. 2は承認された。

報告事項No. 3 「第2期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画（案）」について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 『第2期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画（案）』についての説明を、教職員人事課長、お願ひいたします。

【宮川教職員人事課長】

それでは、「報告事項No. 3 『第2期川崎市教育委員会障害者活躍推進計画（案）』について」につきまして、御説明いたします。資料は、冊子になっている計画案とA3判の概要版（案）の2つでございます。A3判の概要版（案）を使って御説明させていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、1枚目の第1章から御説明させていただきます。「1 策定趣旨」でございます。1つ目の丸をごらんください。令和2年度からの2年間を計画期間とした「川崎市教育委員会障害者活躍推進計画」を策定し、取組を推進してまいりました。これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今回の第2期計画を策定するものでございます。3つ目の丸をごらんください。本計画の下、障害のあるなしにかかわらず、多様な人材が混ざり合って活躍できる、誰もが働きやすい職場環境づくりに向けて取り組むものでございます。次に、「2 計画期間」につきましては、令和4年度から令和7年度までの4年間としております。

第2章についてでございますが、計画の取組目標といたしまして、1つ目の丸でございますが、障害者実雇用率の目標を市役所全体で3.0%以上とし、教育委員会の法定雇用率2.5%の達成も視野に入れて、引き続き積極的に採用していくこととしております。また、2つ目の丸でございます。障害者雇用者数の目標につきましては、在籍する雇用障害者数が前年度を下回らないこととしております。

続きまして、「第3章 障害者雇用等の状況」につきましては、「2 障害者雇用率等の状況」の棒グラフをごらんください。こちらは、障害者就業員の人数の増加を示すものでございます。平成30年度の2人から、令和3年度の32人へと増加しているところでございます。右側の表をごらんください。過去3年間の法定雇用率につきましては、本市全体では、令和2年から法定雇用率を超えているところでございます。しかしながら、教育委員会単独では、法定雇用率を下回った状況が続いておりますが、先ほど御説明いたしましたとおり、会計年度任用職員の障害者就業員を増やし、徐々にその割合が増加しているところでございます。次に、「4 職員へのアンケート結果」につきましては、「(1) 学校に勤務する教職員以外の職員」と、「(2) 学校に勤務する教職員」にアンケートを実施いたしました。円グラフをごらんください。「川崎市が障害のある職員にとって働きやすい職場だと思いますか」との質問につきましては、どちらもほぼ同じ割合で、5割を超える方が「どちらとも言えない」と回答しているところでございます。下の囲みの1つ目の矢印のとおり、理由といたしましては、「障害のある職員とともに働く機会が、まだ十分には広がっていない」と考えているところでございます。続きまして、下段の表をごらんください。満足している点、不満に感じている点はどのような点ですかとの障害のある職員への質問につきましては、右側の「(2)」のとおり、学校においては、多くの項目で不満と回答した方より満足と回答した方が上回っておりますが、左側の「(1)」の回答のそれぞれの「満足」の割合と比べますと、まだ、低い状況にあるため、満足の割合をさらに引き上げる必要があるものと考えているところでございます。

2枚目をごらんください。「5 課題及び方向性」につきましては、障害者雇用の現状やアンケートの結果等を踏まえ、「(1) 障害への理解促進と職場風土の醸成」、「(2) 障害特性に応じた職務メニューと勤務時間の多様化」、「(3) 障害のある職員・教職員や職場へのサポートの充実」としたところでございます。

次に、第4章の障害者の活躍推進に関する取組をごらんください。まず、表の見方につきましては、冒頭にある黒丸は新規・拡充を、白丸は継続する取組としているところでございます。ま

た、右端の丸印、丸は、事務局等と学校とに該当する場合に付しているところでございます。以下、黒丸の新規・拡充について御説明いたします。最初に、「1 活躍を推進する体制整備」の新規・拡充の取組につきましては、障害者雇用支援員及びサポート職員経験交流会の回数を増やしてまいります。次に、「2 職務の選定・創出・マッチング」の新規・拡充の取組につきましては、チャレンジド・ワークスの拡大でございます。チャレンジド・ワークスとは、現在、18校と教職員人事課に導入している障害者雇用のチームの通称名でございます。具体的には、障害者従業員2から3名と障害者雇用支援員1名程度のチームとしているところでございます。その次の新規・拡充の取組といたしましては、資料のスキャン（データ化）をより推進していくために、令和5年度の庁舎移転時に、障害特性に応じた職務の創出・マッチングに向けた取組を検討してまいります。「3 環境整備・人事管理」の新規・拡充の取組につきましては、障害者雇用支援員への助言、研修等のフォローアップ策を継続するとともに、充実化に向けて検討してまいります。次に、一定期間勤務した障害者従業員が、職務遂行状況や習熟状況に応じてより報酬ランクの高い会計年度任用職員として、ステップアップする制度設計について検討してまいります。以上が、計画の概要となります。

右側をごらんください。「参考1」は、各団体からの主な意見でございます。障害のある職員とともに働くことに対する理解促進や啓発の取組の必要性や、障害者雇用支援員の重要性等の御意見を頂いているところでございます。「参考2」は、チャレンジド・ワークスを導入した当初、各学校に実施したアンケートの結果でございます。左側の「どのような業務を依頼したことがありますか」との質問につきましては、印刷業務、裁断、丁合などが多い項目となっているところがございます。右側の「先生方が感じられた効果はありますか」との質問につきましては、業務・作業量の負担軽減との回答が最も多かったところがございます。

最後になりますが、議会への報告につきましては、市長事務局等の他の任命権者と併せて、3月中に机上配付する予定でございます。

報告事項No. 3の報告につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく御願いたします

【小田嶋教育長】

御質問等があればお願いいたします。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。事実関係の確認なのですが、事実といたしますか、どう読むかですが、「参考2」のグラフですけれども、この障害者である非常勤嘱託員の配置に関するということは、障害者でない方の代わりに障害者を雇用したのではなくて、純増の形で障害者の非常勤嘱託員の配置を行った、それに対する効果等のアンケートと理解してよろしいですか。

【宮川教職員人事課長】

御質問のとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

御説明ありがとうございました。せっかく雇用して働いていただいても、定着されないことがあるということなので、2枚目の第4章の取組のところ、多様な条件ですとか、あとは、一定期間勤務した方がステップアップするような将来に向けての検討などもされていくということなので、引き続き御検討と、あと、よりいろいろな形で固まっているような場を提供していくというところを今後お願いしたいなと思います。

あと、児童・生徒については、もう学校ってバリアフリーがすごく進んでいて良いなと思うのですが、もし、働くとなったときのバリアフリーということについては、なかなか難しいところがあるのかなと、学校に行って思うところもありますので、今後、さらにバリアフリーの工事等をされる学校もあると思うので、児童・生徒だけではなくて、働く人のバリアフリーというのも観点として入れていただければ良いかなと思います。よろしくお願いします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。前職のときに、障害者雇用について少しやっていたことがあり、この業務の内容について質問したいと思いました。この業務の内容を見ますと、印刷であったりとか、照合であったり裁断であったりということで、比較的、書類作成とか、そういった書類内容等が多いのですけれども、例えば、郵便業務であるとか、清掃業務であるとか、仕事の内容を広げていくという構想はお持ちなのでしょうか。

【宮川教職員人事課長】

これは導入当初のものでございまして、実際、一部できる方については、郵便業務等も行っているところがございます。実は、これ学校事務支援員というものと併用してチャレンジド・ワークスというのをやっています。学校事務支援員が導入されていなければ障害者として、どちらか学校として選択していく形になっている、運用をしているところがございます。基本的には、この障害者雇用推進につきましては清掃業務、さらには、人数が支援員も合わせると3名います。今、コロナ禍で行われている消毒の業務というようなものも、現在のコロナ禍に対応した中での新たな業務というのに対応していくところです。いずれにいたしましても、障害を有する方の特性を踏まえながら、どうステップアップしていくかということを経路に努力していく必要があるものと考えているところがございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【岩切委員】

いろいろな会社の事例を見ると、かなり広がっているところもあるので、ぜひ、いろいろなところにチャレンジしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

次は、人事案件となりますので、教育委員、教育次長、総務部長、職員部長、職員部担当部長、庶務課長、教職員人事課長を除いて退室をお願いいたします。

<一部退室>

10 議事事項Ⅱ

議案第47号 「人事について」

宮川教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第47号は原案のとおり可決された。

11 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(11時00分 閉会)